

## 第7回行政手続部会終了後記者会見録

1. 日時：平成30年3月9日（金）
2. 場所：中央合同庁舎第4号館12階 共用1212会議室

○司会 それでは、第7回「規制改革推進会議行政手続部会」終了後の記者会見を行います。

説明は、規制改革推進室参事官の石崎及び谷輪が行います。よろしくお願いします。

○石崎参事官 規制改革推進室の参事官の石崎です。よろしくお願いします。

資料の行政手続部会議事次第、資料1-1を見ていただければと思います。今回、入札・契約手続について議論したのですけれども、あらかじめ当方から方針を示して、意見があればということを進めています。

共通事項に書いてあるように、行政手続コストを20%削減し、原則2020年までとする。登記事項証明書や納税証明書のような添付資料について、提出不要となるよう検討する。

その他、個別事項についてということでもあります。

経緯で言うと、去年の3月末に規制改革推進会議の決定として、許認可とか補助金などの重点分野の9つについて20%削減ということ打ち出したのです。入札・契約につきましては、3月末の時点では継続検討となっていたのですけれども、建設工事については国交省、物品・役務については総務省と本日議論して、入札・契約手続についても同じように2020年までに20%以上の削減を求めていくというのが本日の議論の概要です。

以下、資料としては総務省と国交省から提出された資料がありまして、例えば資料1-2からが物品・サービスについて、政府電子調達システム等の利便性向上ということ書いてあります。これが物品・役務についてであります。

ページをめくると、物品等の入札・契約については、資料1-2の別紙「政府電子調達システム等の利便性の向上について」の最初を見ればわかりますけれども、もともと電子調達システムがあるのですが、これの利便性を向上して、もろもろの手続を簡素化して、入札に応じる事業者の作業の負担を軽減するというので、具体的にはその次のページ、上側の四角の4ですけれども、総務省のほうで、具体的に入札に応じる事業者が申請書を作成するのにどれだけかかるかについて、実際に計測を行いました。

例えば、インターネットで申請すると67分とか、紙で郵送もしくは持参であると、窓口までわざわざ行かなければならないので218分とか、そういった様式の取得や作成、提出にかかる所要時間です。それから、登記とか納税の証明書、営業経歴書、そういうもろもろの書類を添付することになっていて、これをそれぞれ登記事項証明書だったら法務局にとりに行くとか、納税証明書だったら税務署に発行してもらいに行くとか、そういうもので

321分だから、こういった添付書類の取得・作成に割と時間がかかっていたのですけれども、そういったもののうち、右にあります、例えば営業経歴とか役員名簿などはわざわざ添付しなくて、申請フォームの中にそういうものを記載する事項を入れてしまおうとか、登記とか納税の証明書については総務省のほうから、例えば登記事項証明書だったら法務局とか、納税証明書だったら税務当局に、それぞれのバックオフィス同士で連携する。そういう取組をやると、真ん中で言いますと、平成31年度で10%、平成32年度以降ですと70%ということで、事業者の負担が抜本的に減っていく。そういった取組を総務省としてこれから行っていくということでありました。

具体的な工程表については、資料1-2の参考資料に飛びますけれども、「入札・契約手続の簡素化に向けた政府電子調達システム等のロードマップ」ということで、実際に総務省のほうで、今年度、来年度、再来年度とどんな手順でやっていくかというロードマップをつくって、段階的に入札・契約手続を簡素化していくということを打ち出しております。

それから、公共工事についても、資料1-3から、これは資料が少ないのですけれども、同じように2020年までに20%以上の削減ということで国土交通省のほうで取り組んでいく。こういったことをやっていくということで、今回、議論して決めていったということでございます。

私からの説明は、短いですが、以上であります。

○司会 ただいまの説明につきまして御質問があれば、挙手の上、御所属とお名前をお願いします。

○記者 時事のミヤケですけれども、私は初めて来たのですが、本日の部会のたてつけはどういった位置づけのものなのか。

○石崎参事官 これは去年の3月に安倍総理が入って規制改革推進会議が決定したのですけれども、要するに、事業者側から見ると、いろいろな申請書を書いたり、それを提出したりするのに随分コストがかかっているというので、それを2020年までに20%削減しようというのを決めたのが去年の3月末です。

それから、各省が簡素化についての具体的な計画を去年の6月末につくって、それについて、もっとこんなことができるのではないかという点検作業を行政手続部会のほうで今やっているところで、今年度中に各省の分野ごとの取組状況を点検して、6月につくった各省の簡素化計画について今月中に改定してもらう。

そういった取組の中で、先ほど言ったように、去年の3月末には重点9分野ということで、入札・契約手続は当初削減対象に入らなかったのですけれども、中小・小規模事業者で建設工事なんかをやるときの入札手続で、いろいろな書類を用意するのが面倒だという声が多かったものですから、入札・契約手続についても2020年までに20%以上削減するというふうに決めたというのが本日の部会であります。

○記者 本日決めたのですか。

○石崎参事官 入札手続について2020年までに20%削減というのは本日決めたということになります。2020年までに20%を幾つかの分野について削減していこうというのは去年の3月末に決めたのですけれども、そういった中に今度は入札・契約手続も含めていくというのは本日決めたということになります。

○記者 それが資料のどこでしたか。

○石崎参事官 資料1-1「入札・契約手続の簡素化に関する対応方針」というものを規制改革推進会議として出して、総務省と国交省からヒアリングをした資料がその次について、基本的に数値目標をつけるということに異論がないということで決まったということになります。

○記者 2月20日と書いてあるのはどういうことですか。

○石崎参事官 失礼しました。どれですか。

○記者 資料1-1の1ページ。

○石崎参事官 これは2月20日に国交省、総務省に、この方針でやるけれども御意見がありますかというのを提示して、それで検討してもらった上で、本日ヒアリングを両省から行ったということでもあります。

○記者 本日決めたというのは、規制改革推進室が決めたということですか。

○石崎参事官 規制改革推進会議行政手続部会として方針を決めたということになります。

○記者 これについて、今後の手続的なものは。

○石崎参事官 今後は、細かいことはそれぞれに書いてありますけれども、2020年に20%削減ということで、例えば総務省でいうと3/20にあります。事業者の行政手続コストが実際に今年度どれだけかかっているのかというのは、来年度中を目途に算出するとか、先ほど申し上げたような工程表が参考資料にありましたけれども、この工程表に基づいて、順次簡素化に取り組んでいくという表明が総務省からあった。

国交省についても、2020年に20%削減ということで、資料1-2ですけれども、左側にあるように、行政手続コストについては本年の9月までに実際にどれだけのコストがあるかというのを、算出するというのは、要するに、実際の中小企業とか大手企業の入札に応じる事業者からヒアリングして、どれぐらいの作業時間、先ほど総務省のペーパーでも何十時間とありましたが、そういうものを算出した上で、2020年3月までに削減して、その結果についても、これだけコストが減ったというのを出示してもらって検証していく。そういう作業をこれから行っていくということになります。

○記者 本日やったことは、ヒアリングをしたということと、今回の方針について了承したと。

○石崎参事官 了承したということになります。

○記者 具体的にいろいろ資料で出てくるこの内容を各省がやる。

○石崎参事官 そういうことになります。

○記者 20%というのは総務省と国交省のみですか。

○石崎参事官 これは、結局、公共工事については国土交通省が取りまとめをやっている。それから、物品・役務について、政府調達システムは総務省のテレコム部の部局が所管しているのです。したがって、例えば総務省だったらこの方式で各省に、実際に入札・契約をやるのは各省ですけれども、総務省のほうの統一方式でやってもらうことになるということです。

○記者 では、政府全体のコストを削減する。

○石崎参事官 政府全体の削減の取組ということで、そういうことになります。政府全体の入札・契約について2割削減ということです。

○記者 これを受けて何か具体的な計画をつくるとか、その方針とか、そういったことは何か指標があったりするのですか。

○石崎参事官 総務省の場合は大体工程表ができていますから、その工程表にのっかってやっていくということになりますし、国交省も来年の9月までに行政手続コストを計測しながら具体的な段取りを決めて、2020年3月までの2割減に向かってやっていくということになります。

○記者 初めてでおわかりの質問かもしれないのですが、この行政コスト2割というのは何を以て。

○石崎参事官 資料1-1の最初に書いてあるように、これは去年の3月末に決めたのですが、事業者の作業時間を以て行政手続コストとするということでもあります。だから、さっきの総務省の表で言うと、資料1-2の別紙「政府電子調達システム等の利便性の向上について」の3ページにインターネット申請だったら67分かかるとか、郵送で218分とか、そういうふうに実際に手続をやっている事業者にヒアリングして、今だったら何時間かかるかを聞いて、総務省としては見込みとしては、こういう手続を簡素化するとこれだけ減るといっているわけですが、実際に簡素化してみて、そのときにも事業者のほうから何分減ったかというのをまたヒアリングして検証していくことになるわけでございます。

○記者 確認ですが、本日新しく出た部分はどれかというのを確認したいのです。本日新しく出たのは1ページの方針と、ほかは全部。

○石崎参事官 本日は全部新しい資料ばかりです。厳密に言うと、参考資料以降は去年の6月に、数値の目標は決めていないのですが、こういうふうに各省は検討を進めてくださいというものは出していますが、それよりも前の部分は全て本日初めて出しました。

○記者 部会として了承して、今度、上の会議のほうにもかける必要があるのですか。

○石崎参事官 この後は、先ほど言いましたように、重点9分野についてはあらかじめヒアリング、点検作業を終わりました。まだ、一部積み残していますけれども、それも踏まえて、できるだけ早い段階で行政手続コスト削減全体の取りまとめを行っていくということになります。それを上の規制改革推進会議そのもの、本体のほうに報告していくことになります。

○記者 削減に当たって、これをやるという具体的な手段で決まったものは何かありますか。

○石崎参事官 資料1-2の別紙「政府電子調達システム等の利便性の向上について」の3ページのところにありますように、総務省について言うと、2.にありますけれども、申請書にいろいろな添付書類をつけているのです。登記事項証明書とか納税証明書とか経歴書。登記事項証明書とか納税証明書などは、バックオフィス連携とって、登記事項だったら法務局にもともとありますから、改めて事業者がまた登記事項証明書を法務局からとってこなくても、国交省が法務省からそういう情報提供を受けることで、①の証明書を提出しなくて済むようにする。そうすると96分時間が減る。以下、そういったことをこの5つの書類についてやっていくということが主な削減の手段になります。

○記者 これは事業者側の時間ということですか。

○石崎参事官 事業者側の時間です。行政手続コストというのは、行政側のコストではなくて、事業者側が書類を作成したり、こういう証明書をいろいろな役所からとってきたりするときにかかる時間になります。

○記者 最初の行政手続コスト2割というのは、行政側にとってということではなくて。

○石崎参事官 そうではなくて、事業者側にとってということになります。事業者の作業時間。

○記者 行政は含まれないのですか。

○石崎参事官 行政は含まれないです。事業者側の作業時間です。

○記者 バックオフィス連携というのは、これは試算だと思えるのですけれども、これをやるということなのですか。

○石崎参事官 やるということです。それをやるということは、さっき言った、資料1-2の参考資料に総務省のロードマップを示してありますけれども、この工程表にのっとってやるということなので、登記事項証明書でいったらⅡの①のところに「登記事項証明書（写し）」と書いてあって、「バックオフィス連携による提出不要化」というスケジュールリングが書いてありますが、このスケジュールにのっとってやっていく。以下、ほかの小項目についても、ここに書いてあるスケジュールでやっていくということになります。

この段階でここまで緻密にロードマップをつくっている役所はそうそう多くないのですけれども、総務省に関して言うと、四半期おきぐらいにどの手順で何をやっていくかというのが本日示されたということでございます。

○記者 不要にするというのは、政令で決めるとか法律とか、そういった作業は特に要らないのですか。

○石崎参事官 もっと下位の通達みたいなもので決まっているのもあれば、大臣告示みたいなもので決まっているものもあるということになると思います。

○記者 これは総務省、国交省、両方がこのロードマップでやるということですか。

○石崎参事官 これは総務省のロードマップです。国交省はこれからこの粒度でつくって

いくと思いますけれども、総務省についてはこのロードマップでやっていく。すなわち、物品とかサービスの調達の入札・契約についてはこのロードマップに基づいてやる。

○記者 資料等を見て、また。

○司会 それでは、以上で記者会見を終了させていただきます。ありがとうございました。